

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして

(1) 『 Safe Work CHIBA 』

- 第14次労働災害防止計画を推進します -

千葉労働局では令和5年度を初年度とする「第14次労働災害防止計画(5カ年計画)」を策定し、行政・事業者・労働者が一体となった取組みを推進します。

14次防の目標、重点対策等は右のとおりですが、計画全文、PR版など資料については千葉労働局ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

千葉労働局 14次防



第14次千葉労働局労働災害防止計画の概要

1 計画期間

計画期間：2023年度から2027年度までの5カ年

2 目標

- 死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については2022年と比較して2027年までに減少へ転じさせる。

3 重点対策

計画の実効ある推進を図るため、次の重点対策に取り組んでいく。

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(2) 令和4年労働災害は死亡、休業とも令和でワースト!

成田労働基準監督署管内での令和4年の労働災害は死亡災害4件、休業4日以上死傷災害593件(新型コロナ関連除く)で、残念ながら令和に入って最も多い件数での数値確定となりました。

今年で96回目を迎える「全国安全週間」は、自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としていますが、労働災害が長期的には減少傾向にあるものの、全国的に死傷災害の増加傾向に歯止めがかからない状況となっており、特に、転倒や腰痛といった作業行動に起因する労働災害や墜落・転落による死亡など、重篤な災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、14次防に基づく施策を着実に推進する不断の努力が必要と考えられます。

令和5年度全国安全週間は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに厚生労働省としても様々な取組を実施しますが、労使が一丸となって、14次防初年度の全国安全週間における積極的な取組をお願いします。

全国安全週間



業種	区分	令和元年 1~12月	令和2年 1~12月	令和3年 1~12月	令和3年 (確定)	令和4年 (確定)	対同期 増減	増減率 (%)
製 造 業	食料品製造業	58	42	54	54	60	6	11%
	繊維・繊維製品製造業		1	1	1		-1	-100%
	木材・家具製品製造業	2		3	3	1	-2	-67%
	紙等製造・印刷製本業	2		2	2	4	2	100%
	化学工業	12	14	9	9	8 (1)	-1	-11%
	窯業・土石製品製造業	2	1	4	4	10	6	150%
	鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	2	2		-2	-100%
	金属製品製造業	9	16	9	9	8	-1	-11%
	一般機械器具製造業	2	3	5	5	1	-4	-80%
	電気機械器具製造業	1	3			4	4	
	輸送用機械器具製造業					2	2	
	電気・ガス・水道業		1			2	2	
	その他の製造業	9	13	6	6	6		
小計		97	97	95	95	106 (1)	11	12%
鉱業		2	1			3	3	
建 設 業	土木工事業	9	17	22 (1)	22 (1)	15 (1)	-7	-32%
	建築工事業	27	32	22	22	20 (1)	-2	-9%
	【木造建築工事業】	8	9	3	3	2	-1	-33%
	その他の建設業	11 (1)	7	16	16	11	-5	-31%
小計		47 (1)	56	60 (1)	60 (1)	46 (2)	-14	-23%
運 輸 業	運輸交通業	81 (1)	77	65 (1)	65 (1)	103	38	58%
	【航空運輸業】	32	12	8	8	24	16	200%
	【道路貨物運送業】	37 (1)	51	54 (1)	54 (1)	73	19	35%
	陸上貨物取扱業	54	45	44	44	57	13	30%
小計		135 (1)	122	109 (1)	109 (1)	160	51	47%
林業・漁業・農業・畜産業	21 (1)	17	11	11	18 (1)	7	64%	
そ の 他 の 事 業	小売業	48	51	51	55	77	22	40%
	ビルメンテナンス業	22	11	11	8	11	3	38%
	旅館業・ホテル業	5	3	3	4	4		
	ゴルフ場の事業	34	15	15	23	29	6	26%
	社会福祉施設	24	43	43	49	135	86	176%
	上記以外の事業	117	141	141	152	449	297	195%
小計		254	264	291	291	705	414	142%
合計		556 (3)	557	566 (2)	566 (2)	1,038 (4)	472	83%

1. 労働者死傷病報告からの統計で、【】内は内数である。
2. ()内は死亡災害で内数である。
3. 対象年の統計は、年度末(3月末)で確定する。
4. 令和3年の新型コロナ関連の内数は60人、令和4年の新型コロナ関連の内数は445人である。

(3) 労働保険年度更新が始まります

令和5年4月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になっています。

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日(木)～7月10日(月)です。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けておりますので、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

なお、申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。

労働保険年度更新



令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(4) STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

千葉県内では令和元年以降、8人が職場における熱中症で亡くなっています。熱中症予防のためには、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講じることが有効ですが、「暑熱順化」も非常に大切となります。

昨年の観測データですが、成田市(アメダス地点)で25以上を観測した日は5月に5回、6月に17回、30以上の日は5月に1回、6月には8回となっており、熱中症を警戒すべき日が徐々に増えています。一方、最高気温が20以下の日を見ると、5月に7回、6月には5回あり、この時期は1日の寒暖差のみならず、日によっても気温の変化が大きく、暑さに体が十分慣れていない方も多いかと思われまます。

暑熱順化とは体が暑さに慣れることを指し、暑い日が続くことにより、体が次第に暑さに慣れ、暑さに強くなりますので、熱中症のリスクが高まる前に無理のない範囲で汗をかくことが大切です。

暑熱順化には個人差もありますが、数日から2週間程度はかかると言われていますので、早い時期から余裕をもって暑熱順化のための活動を始め、暑さに備えるようお願いいたします。

熱中症予防情報サイト



キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(気象庁)を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレーク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻密に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)などを指導 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月・8月)にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急車を要請

(5) 賃金引上げに向けた支援

令和5年度における労働行政の重点施策の一つに、最低賃金や賃金引上げに向け生産性向上に取り組む中小企業等への支援を掲げていますが、賃金の引上げに向けた企業の取り組み事例、平均的な賃金の検索、各種助成金等の情報を特設ページで紹介していますので、ご活用ください。

労働行政のあらしみ・行政運営方針



賃金引上げ特設ページ

